

# 危険物製造所等設置・変更許可 申請の手続きについて

- 危険物施設を設置するとき
- 危険物施設の位置・構造・設備を変更するとき
- 危険物施設の区分を変更するとき
- 危険物の品名・数量を変更するとき  
・・・など

**設置・変更工事を行う際には、事前にさいたま市長の許可が必要です。**

## 危険物製造所等設置・変更許可申請に必要な書類

|   |
|---|
| ・危険物製造所等設置（変更）許可申請書   |
| ・委任状（代理人の申請の場合）   |
| ・構造設備明細書  |
| ・貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量及び倍数が分かる資料 ・危険物判定資料  |
| ・危険物施設の位置、構内道路、主要な建築物など事業所全体の配置図  |
| ・危険物施設の周囲の状況が記載された図<br>（例）保安距離等、保有空地等を記載した周囲状況図など   |
| ・危険物施設その他の工作物、設備、機器等の配置が記載された危険物施設等の全体配置図<br>※製造所、一般取扱所の場合は、工程フロー図及び設備機器等一覧の機器リスト                               |
| ・危険物施設その他の工作物の構造の概要図、危険物設備機器図及びその付属設備図、危険物を扱うタンク構造図、危険物配管図などを示す図  |
| ・危険物施設に設ける電気設備、避雷設備、消火設備、警報設備及び避難設備の概要図<br>（例）配線系統等及び主要な電気機械器具の概要を記載した図書、消火配管系統図及び消火設備構造図、自動火災報知設備の系統図及び機器構造図など |
| ・緊急時対策に係る機械器具設備等を設ける場合は、当該設備の概要図<br>（例）温度又は圧力の過度上昇、停電時の動力源の遮断、冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するための設置、装置等の系統図及び構造図など          |

※1 上記の申請書はさいたま市のホームページからダウンロードできます。

※2 申請内容等により、上記以外の**添付書類**が必要になることがあります。

※3 上記のほか、**建築基準法等、消防法以外の法令**に基づく手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

申請に係る事前相談・申請場所は、**さいたま市消防局予防部査察指導課危険物係**までお願いします。

【受付時間】 土・日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで。窓口へお越しの際は、事前に連絡をお願いします。



## 事前相談から施設の使用開始までのながれ(例)

危険物施設を設置（変更）しようとするときには、事前に申請を行い、さいたま市長の許可を受けることが必要です。工事が終了し、完成検査済証を受領後に使用することができます。各申請書は、添付書類を含め正副2部必要です。

申請に係る事前相談・申請場所は、さいたま市消防局予防部査察指導課危険物係までお願いします。

### ① 事前相談

- 設置（変更）する危険物施設の概要がわかる資料（建築物、危険物の種類・量など）、平面図等の資料を持参してください。

### ② 設置（変更）許可申請

- 危険物等設置・変更許可申請書を手数料と併せて申請してください。

### ③ 書類の審査

- 申請された書類が、消防法令で定める基準に適合しているか書類審査を行います。  
（標準処理期間は土、日、祝日及び年末年始の休日並びに書類訂正期間を除く、設置許可申請：20日間、変更許可申請：15日間）
- 必要に応じて書類の訂正、追加等を求めることがあります。

### ④ 許可（許可証の交付）

- 審査の結果、適合していれば、さいたま市長から許可証が交付されます。
- 原則、許可証を受領後に設置（変更）工事に着手することができます。
- 許可証を受領後、完成検査を受ける前までに、完成検査申請書を手数料と併せて申請してください。

### ⑤ 工事開始

- 工事内容によって、中間検査・完成検査前検査が必要となる場合もあります。日程や検査方法は、担当者と事前に調整してください。

### ⑥ 完成検査

#### 完成検査済証の交付

- 許可された内容のとおり施工できているか完成検査を実施します。検査の結果、許可内容と適合していれば、即日、完成検査済証を交付いたします。
- 完成検査済証を受領後に、危険物施設を使用することができます。